

## 第5章 環境活動レポートガイドライン

本章では、エコアクション 21 における環境活動レポートのガイドラインとなっています。

エコアクション 21 に取り組み、認証・登録を受ける事業者は「環境活動レポート」を取りまとめ、公表することが必要です。

環境活動レポートを取りまとめて公表することは、社会のニーズであるとともに、組織の環境活動を推進し、組織が社会からの信頼を得ていくために必要不可欠となっています。

しかし、環境活動レポートは、あくまでも社会的な説明責任に基づくものであり、環境活動の宣伝のためのパンフレットではありません。ですから必要事項を正確に、包み隠さず記載することが重要であり、情報公開に対する真摯な姿勢こそが、社会からの信頼を勝ち得、組織が存続していくための方策の一つであると言えます。

特に、虚偽記載をしたり、自らに都合の悪い情報を隠すことは、かえって信頼性を失墜させることにも繋がりがねません。

また、環境活動レポートの作成に当たっては、段階的に記載内容を充実させていくとともに、必要に応じて取引先、地方公共団体、地域の消費者団体や環境NGO、顧客、株主、従業員等の利害関係者に配布することが必要です。

### 1. 環境活動レポートの取りまとめ

次の事項を盛り込んだ環境活動レポートを取りまとめる。

環境方針

環境目標とその実績

主要な環境活動計画の内容

環境活動の取組結果の評価

環境関連法規への違反、訴訟等の有無

#### 解説

具体的にどのような形式の環境活動レポートを作成するかは、基本的に各事業者の創意工夫に委ねられています。

また、上記5項目以外に、組織の概要に関する以下の情報は、必ず記載するようにお願いします。

- ・ 事業所名及び代表者氏名
- ・ 所在地
- ・ 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

- ・ 事業活動の内容についての簡単な記述
- ・ 事業の規模（主要製品の生産量・出荷額、従業員数、事業所の延べ床面積など、事業の規模がわかる情報）

環境活動レポートは、エコアクション 21 の審査を受ける際に必ず必要となりますが、その後は、毎年、作成することが望まれます。

## 2 . 環境活動レポートの公表

環境活動レポートを、事業所において備え付け、一般の閲覧を可能にして公表する。さらに事務局に送付する（事務局が取組事業者名を公表する）。また、可能な場合は、環境省が設置する「環境報告書データベース」、自社のインターネットホームページ又は冊子において公表する。

### 解説

作成した環境活動レポートは、事業所等に備え付け、外部から要請があった場合は、必ず閲覧できるようにして下さい。

また、エコアクション 21 事務局では、登録事業者名を公表するとともに、環境活動レポートを公開します。

これら以外の公表方法については、それぞれの事業者の創意工夫により行って下さい。